令和7年わくや新生活応援補助事業のご案内

涌谷町に移住して新生活をはじめる世帯を応援します！

対象・条件について

□涌谷町内に転入してから5年未満の世帯で、町内に住宅を取得してから
　1年を経過していないこと
□世帯を構成するすべての人が涌谷町外からの転入者であること
□涌谷町に5年以上定住の意思があること
□市町村税等の滞納がないこと
□暴力団員でないこと

補助金額について(涌谷町移住促進住宅取得事業)

住宅取得分
【右記①②の5%とし、上限20万円】
①住宅本体に要する建築費・購入費（付帯工事費、土地代金を除く）
②中古住宅の修繕費（居住に必要とされる修繕に限る）

子育て世帯加算
【上限20万円】
①義務教育以下の子ども（妊娠中も含む）が1人以上含まれていること
②第1子は10万円加算、第2子は更に5万円加算、第3子は5万円

町内建築業加算
【10万円】
①新築及び中古住宅リフォーム：10万円
※下請け・部分施工の場合は、その合計額が10万円以上であること

問合せ先：涌谷町役場　企画財政課　企画班
電話番号：0229-43-2112
E－mail：gr-kikaku@town.wakuya.miyagi.jp

涌谷町　移住

【　提出書類について　】

申請時に次の書類を添えて、企画財政課に提出してください。

【必ず必要なもの】
□　交付申請書（様式第1号）
□　補助金請求書（様式第4号）
　※日付は空欄のままでお願いします
□　申請者名義の口座がわかるもの（通帳などの写しでも可）
□　申請者の印鑑（シャチハタ不可）
□　住民票　原本1部
　※世帯主氏名及び続柄が記載された転入世帯全員のもの
□　納税証明書または非課税証明書　原本各1部
　※世帯の納税状況を確認するため最新のもの
　※20歳以上の世帯員全員分
□　住居の付近見取図その他の位置図（例：Googleマップなどで可）
□　工事請負契約書または売買契約書の写し
　※住宅本体に要する建築費または購入費がわかるもの
　（付帯工事費、土地代金は除きます）
□　建物の登記事項証明書の写しまたは建築確認済証の写し

【中古住宅の場合】
□　中古住宅の修繕費の契約書または領収書の写し

【町内建築会社が下請・部分施工した場合】
□　町内建築業者等が下請・部分施工等をしたことを証する契約書または領収書の写し
　※主たる施工が町外事業者である場合であっても、下請・部分施工等で町内事業者が加算額以上の工事を受注した場合も対象となる

【妊娠中に該当する場合】
□　母子健康手帳の写し

【東日本大震災被災者の場合】
□　罹災証明書の写し